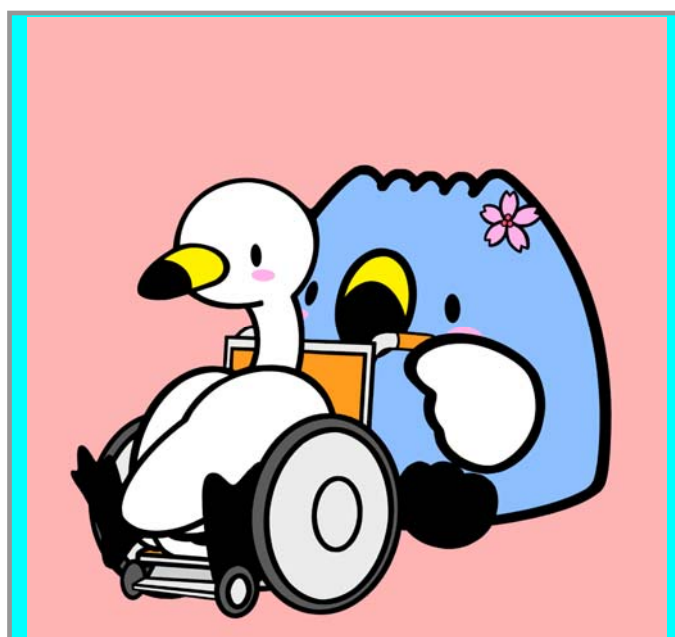


阿賀野市地域福祉計画 地域福祉活動計画 (案)



笑顔のあふれるまち阿賀野、福祉でまちづくり

平成27年3月

阿賀野市
阿賀野市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の必要性和目的 1
- 2 計画の位置づけ・計画期間 1

第2章 阿賀野市の現状と課題

- 1 人口と世帯の状況
 - (1) 総人口と世帯数の推移 4
 - (2) 年齢3区分別人口割合の推移 4
 - (3) 自然動態と社会動態の状況 5
- 2 高齢者福祉計画・介護保険事業計画と高齢者の状況
 - (1) 阿賀野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 7
 - (2) 高齢者の状況 7
- 3 障がい者計画・障がい福祉計画と障がい者の状況
 - (1) 阿賀野市障がい者計画と阿賀野市障がい福祉計画 9
 - (2) 障がい者の状況 9
- 4 次世代育成支援のための阿賀野市子ども・子育て支援計画と児童の状況
 - (1) 阿賀野市子ども・子育て支援計画 11
 - (2) 子どもの状況 11
- 5 健康あがの21計画と市民の健康状況
 - (1) 健康あがの21計画 12
 - (2) 市民の健康状況 13
- 6 民生委員・児童委員 14
- 7 ボランティアの状況 14
- 8 阿賀野市における地域福祉の現状と課題 15

第3章 計画の目指す方向性

- 1 基本理念と基本目標 21
- 2 施策の体系 24

第4章 施策の展開

基本目標1 みんなで助け合い、支え合う地域づくり

- (1) 要援護者への対応の促進 25
- (2) 世代間交流の推進 25
- (3) 地区・団体活動の促進 26

基本目標2 地域福祉活動を支える担い手づくり

- (1) 地域福祉を担う人材等の育成 26
- (2) ボランティア活動やNPO活動の促進 27

(3) 地域のネットワークづくり	27
基本目標 3 暮らしを支える環境づくり	
(1) 権利擁護の推進	28
(2) 各種情報提供の充実	28
(3) 相談対応の充実	29
(4) 保健・医療・福祉の連携調整	30
(5) 地域の災害・防犯体制の充実	30
第5章 計画を推進するために	
1 住民、関係団体、事業者、行政等の協働による計画の推進	
(1) 住民、地域活動団体に期待される役割	31
(2) 民生委員・児童委員に期待される役割	31
(3) 社会福祉協議会の役割	31
(4) 福祉サービス事業者の役割	32
(5) 市の役割	32
2 計画の進行	
(1) 計画を進行するために	32
(2) 計画の普及啓発	32
(3) 計画の進行管理	33
資料編	34

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の必要性和目的

近年の著しい少子化や高齢化の進行による人口減少時代の到来、核家族化の進行など、社会情勢は大きく変動しています。

市民生活や地域社会も変容し、高齢者や障がいのある人、子どもなどに対する福祉ニーズが増大するとともに、ストレス、子どもや高齢者などへの虐待、ひきこもりやDVなど生活上の課題も複雑かつ多様化しています。

また、平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行されます。

この制度の対象となる人々には、単に金銭的なものだけではなく、生活するうえでの様々な課題を抱えた人が多く、支援もニーズに即したものが求められます。

今後は既存の福祉制度だけではなく、日常的な支え合いが必要となりますが、家庭や地域の相互扶助機能が弱体している現代においては、その対応が難しくなっています。

そのため、住民の自主的な活動と公的なサービスを組み合わせる人々が支え合っていく仕組みづくりが必要になります。

事業者・ボランティア団体等が行政とどのように連携していけばよいのかの仕組みをつくり、取り組みを進めていくために地域福祉計画を策定します。

また、地域福祉の中心的役割を担う社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体に策定・推進を行っていきます。

2 計画の位置づけ・計画期間

本計画は、当市における市政運営の最上位計画である「阿賀野市総合計画」との整合性を図るとともに、健康福祉分野に係る個別計画を包括するものと位置づけ、各計画に共通する理念や方向性を明らかにするとともに、住民参加や協働に関する視点も併せ持っています。

また、社会福祉法に規定されている「市町村地域福祉計画」として位置づけ、市町村の地域福祉推進の取り組みへの支援の方向を示す都道府県地域福祉支援計画の内容を含む「新潟県健康福祉ビジョン」を踏まえたものとします。

本計画の期間は、現行の個別計画が同時進行する平成27年度から平成31年度までの5年間としますが、平成27年4月から、生活困窮者自立支援制度の開始、介護保険制度改正など、個別計画の期間が異なることから、国の施策の動向や福祉を取り巻く環境の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

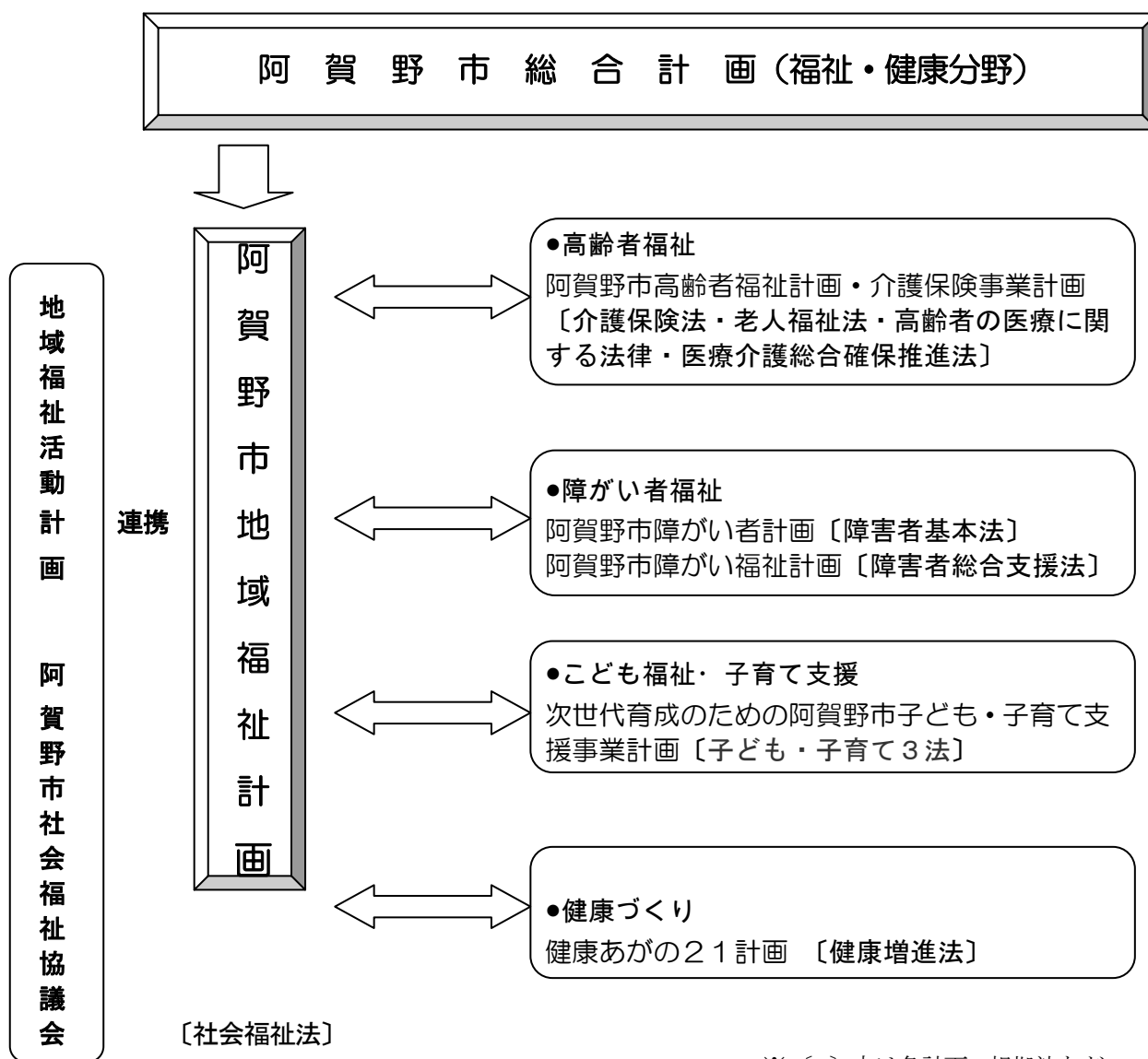
1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ指定都市にあつては（中略）市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

【本計画と個別計画の位置づけ】



○地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体策定の意義

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための、住民の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画は、いわば車の両輪です。これらを一体となって策定することの意義は、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性が高まることにあります。

第2章 阿賀野市の現状と課題

1 人口と世帯の状況

(1) 総人口と世帯数の推移

阿賀野市の総人口は、平成7年以降減少傾向にあり、平成22年には45,560人となっています。平成17年に比べ3.2%減少しています。世帯数については、人口が減少しているにもかかわらず年々増加傾向が続いており、平成22年には13,149世帯となっています。また、1世帯当たりの人数については年々減少が続いており、平成22年に3.5人となって、平成17年に比べ微減しており、世帯の少人数化が進行しています。

これは少子化が進んでいることや、独居の世帯が増えていることと関連していると考えられます。

このような社会が抱える生活課題、福祉課題は多様化、複雑化しており、地域の中で課題を抱えた人が本当に困った状況から抜け出せなくなる前にお互いに助け合いができるような、予防的なまちづくりを考えていく必要があります。

■総人口と世帯数の推移

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口(人)	48,465	48,828	48,456	47,043	45,560
総世帯(戸)	11,480	12,138	12,632	12,847	13,149
1世帯当たり平均人数	4.2	4.0	3.8	3.7	3.5

資料：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合の推移を見ると、年少人口（0歳～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）の割合が減少しており、特に平成22年の年少人口は、平成2年から約40%も激減しています。逆に高齢者人口（65歳以上）の割合は、50%以上増加しています。

急激に少子化が進んでおります。

女性の仕事と育児の両立のサポートという対策は色々と打ち出されていますが、それと同時に子どもや家族・ご近所とのきずなを深めるような広がりをつくっていく必要があります。

現代は人と関わらない生活形態というものも多くありますが、まずは向かい合っ

て話をするような関係をとぎれないようにすること。

それは、地域もそうですが、家庭や家族の間においても言えることではないでしょうか。

人生における基本的な生活について見つめ直す機会がきています。

■年齢3区分別4人口割合の推移

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総 人 口	48,465	48,828	48,456	47,043	45,560
年少人口 (0 歳～14 歳)	9,735	8,661	7,589	6,611	5,831
生産年齢人口 (15 歳～64 歳)	30,895	30,636	29,981	28,859	27,746
高齢者人口 (65 歳以上)	7,833	9,531	10,886	11,573	11,983

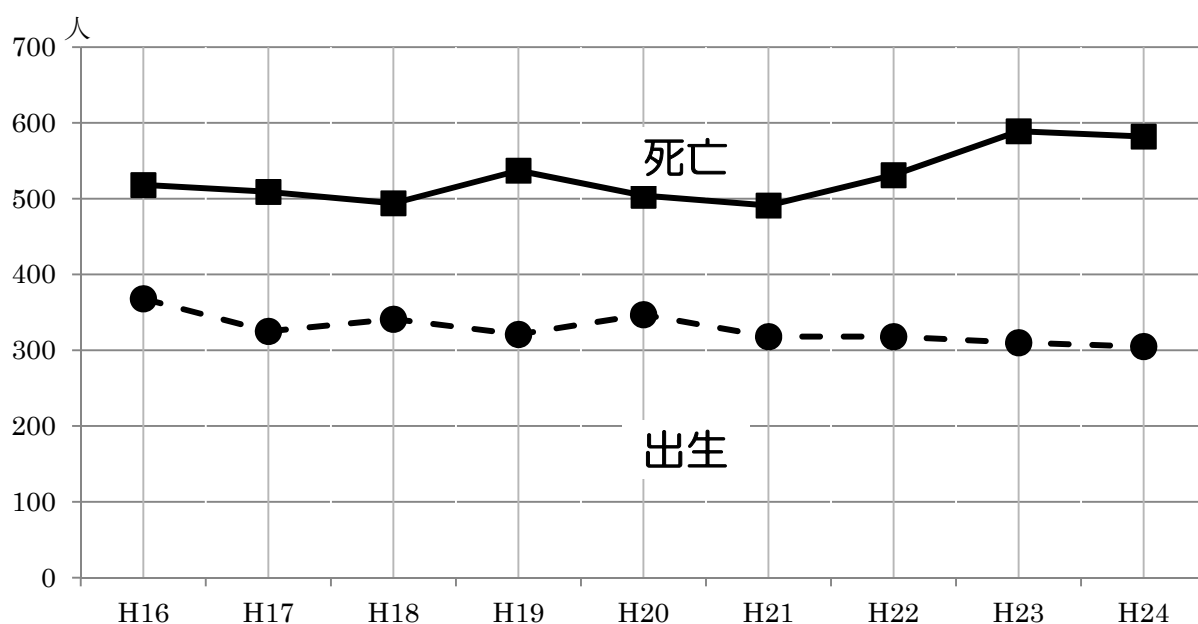
資料：国勢調査

(注) 年齢不詳者は 65 歳以上に含む

(3) 自然動態と社会動態の状況

■出生と死亡の推移（自然動態）

自然動態では、死亡者数が出生者数を大きく上回っており、平成 22 年以降は死亡者数が出生者数を 200 人以上も上回る状況が続いています。



資料：県人口動態統計

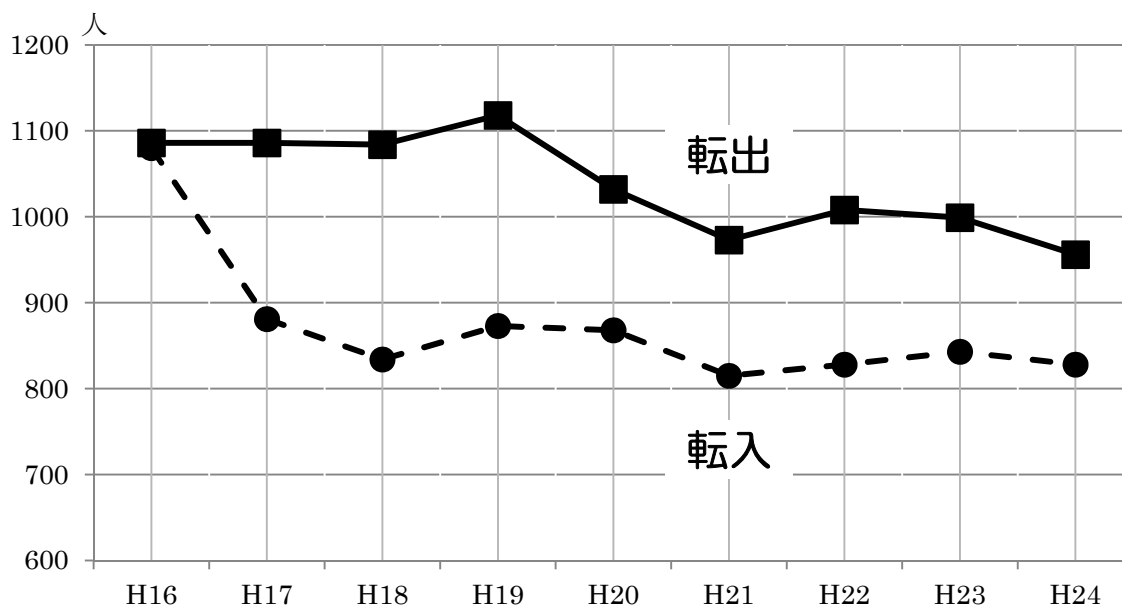
(単位：人)

	H16 年	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年
出 生	368	325	341	321	347	318	318	310	305
死 亡	518	509	494	537	504	491	531	589	582
自然 増加数	△150	△184	△153	△216	△157	△173	△213	△279	△277

■転入と転出の推移（社会動態）

社会動態については、平成17年から19年までは、200人以上転出者数が転入者数を上回っていましたが、平成23年からは2年連続で転出者数の減少が続いています。

今後の課題としては、地域に人々が定着できるような就労の場をつくる等の取り組みをさらに進めていくことが大事です。



資料：県人口動態調査

※社会動態：一定期間における転入・転出に伴う人口の動き

社会増加数：転入数－転出数

(単位：人)

	H16 年	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年
転 入	1,080	881	834	873	868	815	828	843	828
転 出	1,086	1,086	1,084	1,118	1,032	973	1,008	999	956
社会増加数	△6	△205	△250	△245	△164	△158	△180	△156	△128

資料：県人口動態調査

2 高齢者福祉計画・介護保険事業計画と高齢者の状況

(1) 阿賀野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定された市町村老人福祉計画である「阿賀野市高齢者福祉計画」と介護保険法第 117 条に規定された市町村介護保険事業計画である「阿賀野市介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本市における高齢福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。

《基本方針》

第 3 期計画以降、高齢者施策については「50 歳からの生活習慣の改善と高齢者を支える地域体制の確立」を基本方針として事業展開を進めてきました。

この間においても高齢化はさらに進展して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯といった要援護性の高い世帯数が増加するとともに、要介護等認定者数と介護保険サービス利用量がさらに拡大していくものと見込まれます。また、第 6 期計画期間中には、いわゆる団塊の世代が 65 歳に達することから、予防型の健康づくりや社会参加の推進も重要な課題となります。

これらのことを受け、本計画が「阿賀野市総合計画」で掲げる「人・まち・自然が輝く幸福都市阿賀野」を実現するための部門別計画である位置づけを明確にするため、同計画の福祉・健康分野の基本目標「一人ひとりが生き生きと安心して暮らせるまちづくり」を基本方針として設定します。

これは、介護等の支援が必要な状況となっても、すべての高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、「①医療・②介護・③予防・④住まい・⑤生活支援サービス」が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を掲げる国の基本指針とも同じ方向性にあるものです。

一人ひとりがいきいきと安心して暮らせるまちづくり

基本目標	① 予防型健康づくりの推進 ② 社会参加を促進する地域づくりの推進 ③ 高齢者福祉サービスの仕組みづくり ④ 安全・安心な地域づくりの推進 ⑤ 2025 年を見据えた介護保険事業の充実 ⑥ 地域包括ケアシステムの構築 ⑦ 高齢者の尊厳のある暮らしの支援
------	--

(2) 高齢者の状況

■阿賀野市の人口の推移（国勢調査）

(単位：人、%)

区分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総人口	48,828	48,456	47,043	45,560
0 ～ 39 歳	22,812	21,250	19,372	17,813
40 ～ 64 歳	16,485	16,320	16,098	15,764
65 歳以上	9,531	10,886	11,573	11,983
前期高齢者(65～74 歳)	5,788	6,121	5,615	5,084
後期高齢者(75 歳以上)	3,743	4,765	5,958	6,899
高齢化率				
市	19.5	22.5	24.6	26.3
新潟県	18.3	21.3	23.9	26.2
国	14.5	17.3	20.1	23.0

■高齢者世帯の状況（国勢調査）

（単位：世帯、％）

区分	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成22年
総世帯数 A	12, 138	12, 632	12, 847	13, 154
一般世帯数 B	12, 129	12, 624	12, 837	13, 140
高齢者のいる世帯 C	6, 455	7, 061	7, 420	7, 612
比率C／B	53. 2	55. 9	57. 8	57. 9
高齢者単身世帯 D	406	532	683	821
比率D／B	3. 3	4. 2	5. 3	10. 8
高齢夫婦世帯 E	567	754	910	1, 059
比率E／B	4. 7	6. 0	7. 1	13. 9

注）高齢者単身世帯等の比率は一般世帯に占める割合

※いずれの世帯についても、高齢者数は増加しています。高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯は、平成 7 年と平成 22 年を見ると倍以上となっています。

■要介護（要支援）認定者数

（単位：人）

	平成 18 年 4 月	平成 19 年 4 月	平成 20 年 4 月	平成 21 年 4 月	平成 22 年 4 月	平成 23 年 4 月	平成 24 年 4 月	平成 25 年 4 月
要支援 1	25	138	129	122	179	174	170	170
要支援 2	46	261	299	338	283	270	295	342
要介護 1	500	255	201	185	303	364	388	381
要介護 2	340	348	421	460	447	467	492	507
要介護 3	269	365	364	400	376	388	381	401
要介護 4	272	291	332	319	305	320	332	387
要介護 5	335	325	310	308	311	329	339	352
計	1, 950	1, 983	2, 056	2, 132	2, 204	2, 312	2, 397	2, 540

資料：阿賀野市高齢福祉課

※認定者数も年々増加し続け、平成 18 年から平成 25 年でみますと、要支援認定者が要介護認定者の増加数を上回っています。特に平成 23 年、平成 25 年には、認定者数が 100 人以上増加しています。

要支援認定者と要介護認定者でみると、要支援認定者は、平成18年から平成25年で 6.5 倍、要介護認定者は 1.1 倍の増加となっています。

認定率も上昇し、平成18年でみますと国で 15.7%・県で14. 7%・阿賀野市では 16.7%でしたが、平成25年になると、国で 18.2%・県 19.1%・阿賀野市で 20.3%となりました。国や県より阿賀野市の認定率は上昇しています。

■老人クラブ数と会員数の推移

（単位：人）

年度	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
60 歳以上人口	14, 471	14, 783	15, 157	15, 482	15, 890	16, 142	16, 285
クラブ数	72 クラブ	66 クラブ	61 クラブ	53 クラブ	53 クラブ	42 クラブ	36 クラブ
会員数	2, 968	2, 624	2, 284	1, 874	1, 686	1, 340	1, 113
加入率	20. 5%	17. 8%	15. 1%	12. 1%	10. 6%	8. 3%	6. 8%

資料：阿賀野市高齢福祉課

※60 歳以上の人口は増加していますが、クラブ数は減少しています。平成 19 年から平成 25 年までで、会員数は半分以下となっています。

3 障がい者計画・障がい福祉計画と障がい者の状況

(1) 阿賀野市障がい者計画と阿賀野市障がい福祉計画

阿賀野市障がい者計画は、障害者基本法に基づく計画として、平成 26 年 3 月に第 2 次計画が策定されました。

リハビリテーションとノーマライゼーションの理念のもと「いつもの場所で、ふつうの暮らし」ができる施策の展開を図ります。

平成 26 年～平成 29 年が目標年度となっています。

昨年度「障がい」ひらがな表記に関する指針の制定を行い、障害の害をひらがな表記することで、阿賀野市としての一定の考え方、方針を示しました。

障がい福祉計画については、サービス見込みの量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取り組みを定めています。

障がいがあっても地域で安心した生活を送れるよう対策が進められてきました。

障害福祉サービスを利用する全ての利用者に対しサービス利用計画の作成が義務付けられました。

これに対し、阿賀野市障がい者総合相談支援センターを設置しました。

サービス利用計画作成のほか、障がい者や家族などからのさまざまな相談に対応し、より適切な支援ができるよう、今後とも体制を充実させていく必要があります。

さらに、就労支援や地域移行の推進を図ることも重要な目的として、具体的な施策・事業の推進にかかる実施計画の策定も必要となっています。

(2) 障がい者の状況

障がいのある人（身体、知的、精神障害の手帳所持者）の中でも身体障害が約 8 割を占めていて、その中でも高齢化の傾向が見られます。障害者総合支援法による制度改革では、施設から地域生活への移行や就労支援の強化などが打ち出されるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きな変革期を迎えています。

身体障害者手帳等級別所持者数の推移

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
1・2 級	939	929	911	905	893
3・4 級	637	658	672	715	760
5・6 級	212	213	209	204	199
計	1,788	1,800	1,792	1,824	1,852

※阿賀野市の身体障害者手帳所持者数は、平成 21 年から概ね 1,800 人程度で推移しており、総人口に占める割合は 3.9%となっています。

療育手帳等級別所持者数の推移

(単位：人)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
A (最重度・重度)	83	81	78	79	72
B (中度・軽度)	148	156	155	165	171
計	231	237	233	244	246

※療育手帳所持者数は、平成 21 年から概ね 240 人程度で推移しており、障がいの程度で見ると、全体の約 68%を B 判定が占めています。また、総人口に占める割合は 0.5%となっています。

精神障害者保健福祉手帳等級別所持者数の推移

(単位：人)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
1 級	34	34	33	33	31
2 級	127	135	145	153	175
3 級	6	6	6	8	10
計	167	175	184	194	216

※精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向にあります。

新規申請者も増加傾向にあり、学校、社会福祉サービス関係機関等からの紹介によるものも多くなっています。

自立支援医療（精神通院）制度等受給者数の推移

(単位：人、各年 4 月 1 日現在)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
受給者	428	437	477	491	498

※精神障害による自立支援医療（精神通院）制度の受給状況は増加傾向を示しています。また、総人口に占める割合は 1.1%となっています。

近年は、うつ病関連の疾患が増加しています。

4 次世代育成支援のための阿賀野市子ども・子育て支援計画と児童の状況

(1) 阿賀野市子ども・子育て支援計画

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境整備を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年に「次世代育成対策推進法」を制定し、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。さらに平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定、平成24年8月に「子ども・子育て3法」が成立しました。この法律に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年に施行され、新制度では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

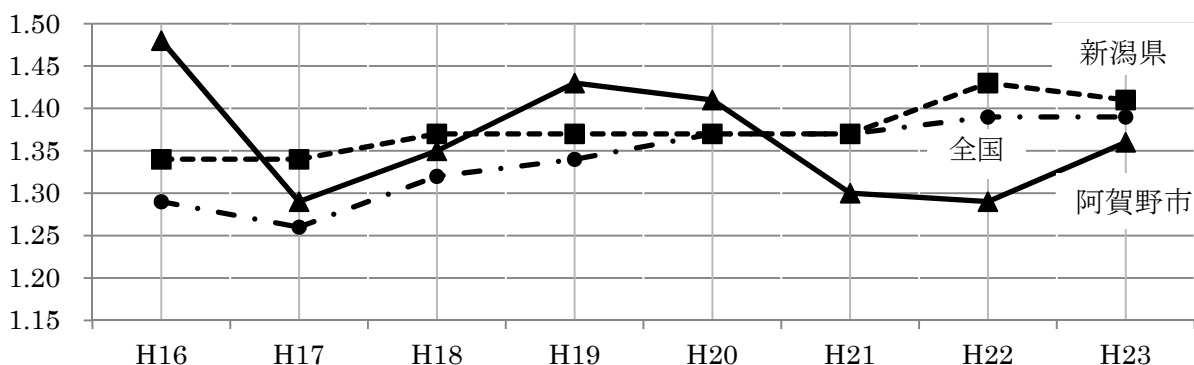
このような流れの中、本市では、平成17年3月に「阿賀野市次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成22年に同計画の後期計画を策定し、家庭や地域住民、企業、サービス提供事業者、そして行政が連携し、安心して子どもを産むことができ、そして子どもが健やかに育つことのできる社会を目指してきました。

しかしながら、社会情勢の変化や、子どもや子育て家庭を取り巻く状況が変化していることから次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備をさらに進め、社会全体で子ども・子育て支援に取り組むことを目指し、新たに平成27年度からの計画を策定しています。

(2) 子どもの状況

■合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率については、平成16年には1.48でありましたが、平成23年には1.36に減少し、国や新潟県よりも低い数値となっています。



	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
全国	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39
新潟県	1.34	1.34	1.37	1.37	1.37	1.37	1.43	1.41
阿賀野市	1.48	1.29	1.35	1.43	1.41	1.30	1.29	1.36

資料：県人口移動調査

■児童数の推移

総人口に占める 15 歳未満の児童数の割合は、年々低下しています。
平成 24 年度では、5,552 人で総人口の 12.4% となっています。

(単位：人、各年 10 月 1 日現在)

区分	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
総人口	46,179	45,858	45,527	45,134	45,125	44,720
児童数 15 歳未満	6,218	6,113	5,922	5,800	5,648	5,552
総人口に占める割合	13.5%	13.3%	13.0%	12.9%	12.5%	12.4%
0 歳～4 歳	1,730	1,732	1,673	1,667	1,610	1,595
総人口に占める割合	3.7%	3.8%	3.7%	3.7%	3.6%	3.6%
出生数	321	347	318	318	310	305
総人口に占める割合	0.7%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%

資料：県人口動態調査

5 健康あがの 21 計画と市民の健康状況

(1) 健康あがの 21 計画

市民一人ひとりがゆとりと生きがいを持ち健康で幸せな生活が送れるよう、健康寿命を延ばし、寝たきりにならないための予防を、個人・家庭・地域及び行政が一体となって取り組む『健康あがの 21 計画』を平成 17 年度に策定しました。

この計画は、『だれもが安心していきいきと暮らせる阿賀野市』をスローガンに生活習慣病の改善を市民・地域が主体となり、疾病を予防する「一次予防」に重点を置き、ライフステージごとに健康づくりの課題や市民・行政が取り組む具体的目標を示しています。

平成 27 年 2 月に、この計画の最終評価を行ったところ、目標を達成した指標が 38.8%、改善した指標が 30.6%、変わらない指標が 14.3%、悪化した指標が 16.3%でした。達成と改善を合わせると、69.4%で約 7 割を占めていました。少子高齢化と人口減少、家族形態の変化や疾病構造・生活環境の変化など市民を取り巻く環境の変化が背景にあります。夜型の生活スタイルから、肥満、脂質異常症や糖尿病等がおこりやすくなっています。また、人間関係のストレスからうつやアルコールの多量飲酒につながりやすくなります。これらを踏まえて、平成 27 年度には、「第 2 次健康あがの 21 計画」を策定します。

《基本方針》

市民一人ひとりがゆとりと生きがいを持ち、健康で幸せな生活を送るために、子どもから高齢者まで一貫した健康づくりを支援するため具体的な目標を示し、その実現をみんなで目指します。

- 幼児期（0 歳～6 歳）健康なところとからだの土台をつくろう。
- 学童・思春期（7 歳～18 歳）心身ともに健やかにのびのびと充実した日々を過ごそう。
- 青年期（19 歳～39 歳）心身の健康の大切さに気づき、よい生活習慣を身につけて健康づくりに取り組もう。
- 壮年期（40 歳～64 歳）若いうちから生活習慣を見直し、健康づくりに努めよう。
- 高齢期（65 歳以上）心身ともに健康で長生きしよう。

だれでもが安心していきいきと暮らせる阿賀野市

基 本 目 標	ライフステージ（幼児期～高齢期）ごとに目標値の設定	
	①家族みんなでバランスよい食事を楽しもう	
	②若い頃から運動習慣を身につけよう	
	③家族みんなで助け合い、ゆとりを持った生活を心がけよう	
	④たばこから体を守ろう	⑤お酒は適量にして、楽しく飲もう
	⑥生涯自分の歯で食べられるようにしよう	
	⑦健康に関心を持とう	⑧生活環境を豊かにしよう

（２）市民の健康状況

◆主な健康状況

平成27年2月の「健康あがの21計画最終評価報告」では、『栄養と食生活』においては、朝食を食べない人は小学生で6.1%、中学生で9.4%と増加しています。

さらに、20 歳代でも 33.7%と増加しましたが、30 歳代は 12.0%と改善傾向にありました。『身体活動と運動』においては、運動習慣のある人は増加傾向で男性 35.4%、女性は 23.8%で、男性に比べ女性の運動習慣者の割合が低くなっています。

『心の健康づくり』では、悩みを相談できる人がいるのは80.0%でした。また、喫煙率は15.6%で減少傾向でした。生活習慣病では、健康診断の結果において、糖代謝異常者が34.9%と減少しています。

少子高齢化がますます進む中、いかに健康寿命を延ばすかは、若い時からの取り組みが大切で、意識付けが重要です。家庭、地域、関係機関、行政が連携し、それぞれが役割を担い一層努力することが必要です。

6 民生委員・児童委員

現在、阿賀野市には民生委員・児童委員が92人、主任児童委員が8人おり、民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、担当の区域において高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行っています。

また、医療や介護の悩み、子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談にも応じています。

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、担当地区を持たず、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動に取り組んでいます。

○民生委員・児童委員の主な活動

- *ひとり暮らしや寝たきりの高齢者への声かけ・安否確認などの見守りをしています。
- *個々に応じた福祉サービスが受けられるよう情報提供をしたり、関係行政機関へ連絡しています。
- *生活基盤の不安定な低所得者世帯の方などが、自立を支援するための各種資金の貸付相談を行っています。
- *支援を必要とする子どもや子育て家庭に対し、情報提供、その他の支援や助言を行っています。
- *地域の関係機関、団体及び社会福祉施設等の関係者との連携や協力を行っています。
- *子どもの健やかな育成のための地域活動の推進や住民の地域活動への参加促進を図っています。
- *配食サービス事業において一人暮らしの高齢者世帯等にお弁当を配達し、安否確認や健康状態の把握など高齢者の孤独感の解消を図っています。
- *もしもの時に備え、緊急連絡先や持病、常備薬などを記録して保管する救急医療情報キットの配布申込の取りまとめ及び配布を行っています。

○主任児童委員の主な活動

- *いじめ、不登校、児童福祉に関する事項を専門に担当し、地域を担当する民生委員・児童委員と一体となって、児童福祉を推進する活動を行っています。
- *児童委員から連絡があった場合、児童委員に必要な援助、協力を行います。
- *児童委員と連絡をとりながら、問題を抱える児童及び家庭への援助を行います。

7 ボランティアの状況

阿賀野市社会福祉協議会が運営している「阿賀野市ボランティアセンター」では、延べ登録者数が800人前後で推移しています。

ボランティアグループの活動内容は、ふれあい・いきいきサロン活動をはじめ高齢者を対象としたものが多く、個人での活動内容では高齢者のほかに障がい児へのボランティアも含まれています。

阿賀野市ボランティアセンターへの登録状況

(各年 3 月 31 日現在)

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
グループ登録数(団体)	47	48	48	48	49	51	53
グループ所属人数(人)	728	771	766	746	773	772	776
個人登録数(人)	16	56	64	43	46	33	35
延べ登録者数(人)	744	827	830	789	819	805	811

資料：阿賀野市社会福祉協議会

ボランティアの活動状況は、毎週活動している団体が 15 団体、月 2 回活動している団体が 4 団体、月 1 回活動している団体が 25 団体あります。

自治会単位でボランティア団体として活動している団体も 2 団体あり、小学生の下校時の見守り声かけ、町内の清掃・草取り等の活動を行っています。

その他にも高齢者との交流や、文化教養に関する活動、配食サービス、障がい者への支援等、活動も多岐にわたっています。

自治会では、ボランティア活動の他にも独自に活動している自治会がいくつかあります。

8 阿賀野市における地域福祉の現状と課題

平成 25 年 12 月に実施した市民・自治会長へのアンケート調査の結果を踏まえ、阿賀野市における地域福祉の現状と課題をまとめました。

市民アンケート結果から見えてくる現状と課題

あなたにとって「地域」と感じるのはどれくらいの範囲ですか。

■アンケート結果

自治会・町内会という回答が 33.6%、旧町村（地区）が 24.4%と高くなっています。

年代別では、30 歳代以上のすべての年代で「自治会・町内会」が最も高くなっていますが、20 歳代では「旧町村（地区）」がトップの値を示しています。

また、男女別、地区別でも「自治会・町内会」が最も高くなっています。

■課題

「自治会・町内会」の割合が最も高く、地域福祉計画策定にあたって「自治会・町内会」を重視していく必要がありますが、自治会によって地域活動・行事の盛り上がり

に差があるため、各自治会の特性を生かせるよう活動をうながしていく必要があると思われます。

地域とのつながりで、幸せや豊かさなどを味わうことができるような環境づくりをしていく必要があります。

阿賀野市において、人口は増えていないのに世帯は増加しているというところからも、地域の助け合いが必要な場合が多くなってくると考えられます。

あなたは、普段どのような近所づきあいをしていますか。

■アンケート結果

「会えば親しく話をする人がいる」(37.9%)、「仲の良い人がいる」(28.4%)が高い割合を示しており、両項目を合わせた66.3%の人については、良好な近所づきあいができていると思われます。特に「仲の良い人がいる」は、年代が上がるほど割合が高くなっています。

逆に、近所づきあいをほとんどしていないと答えた人は、4.8%と低く、特に若い世代で高くなっています。

■課題

全体的には良好な近所づきあいの人が多いように思われますが、あいさつさえしない人が全体で約5%もあり、特に20歳代では16.0%、30・40歳代でも各々約7%を占めています。若い世代の地域との関わりに希薄さが見えるため、その世代に向け地域活動や行事への参加を積極的に促し、顔見知りをつくるなどの仕掛けも必要になると思われます。

地域で暮らす住民どうしの自主的な支え合い、助け合いについて

■アンケート結果

83.8%の人が必要と答えています。年代別では、30歳代以上ですべて高い値を示しています。

地域活動や行事がさらに活発に行われるために大切なことは何ですか。

■アンケート結果

「住民どうしが困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる」が54.7%で最も高く、次いで「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」が35.1%「交流の機会となる地域の行事をもっと増やす」が21.6%、「自治会や子ども会、老人クラブなどの活動をもっと活発にしていく」が20.6%と続いています。性別、年代別ともに「今以上に助け合える関係をつくる」が高い割合を示しています。

■課題

近年の少子化に伴い、子どもをとおしての地域との関わりも減ってきています。

そのような中で、今後求められることは、「住民どうしが困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる」、「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」、「交流の機会となる地域の行事をもっと増やす」、「自治会や子ども会、老人クラブなどの活動をもっと活発にしていく」の順であり、地域住民のより良い人間関係の構築と自治会等地域

の活性化の必要性を挙げる意見が多いことから、それらを具体化していくことが必要と
思われます。

日頃の生活でどのようなことに悩みや不安を感じていますか。

■アンケート結果

「自分や家族の老後のこと」(59.1%)、「自分や家族の健康のこと」(53.8%)
が40歳代以上の年代で50%を超える割合を示していますが、20・30歳代では「経
済的な問題」の割合が高くなっています。

また、女性では「災害時の備えに関すること」、「子育てに関すること」が男性より高
く、男性では「経済的なこと」が女性より高くなっています。

■課題

「自分や家族の老後」と「自分や家族の健康」が各世代で高い割合となっています。
その他に、20～30歳代では「経済的な問題」、30～40歳代では「子育てに関する
こと」、50～60歳代では「介護のこと」が高い割合を示しているように、年代別で悩
みや不安に違いがあるため、それぞれに対応できる体制が必要と思われます。

まずは、地域の人や自分の周りの人に対し、あたたかい気持ちを持つ生き方が大切で
す。

ふだん悩みや不安などがあるときに、家族や親戚以外のどんな人に相談していますか。

■アンケート結果

「友人・知人」が68.0%と飛び抜けて高く、次いで「職場の人」(23.6%)、
「近所の人」(18.1%)、「医師や看護師」(10.8%)の順となっており、年代が
上がるほど「近所の人」、「医師や看護師」の割合が高くなっています。

また、女性での「友人・知人」が男性に比べ高くなっています。

■課題

仕事で現役を離れた後は、地域の身近な人が相談先になる傾向にあることから、地域
として気軽に相談できる関係づくりが大切であると思われます。

また、「民生委員・児童委員」、「社会福祉協議会」、「自治会の役員」など行政以外の地
域福祉の担い手における割合が低く、地域住民の相談先になり得ていない状況がありま
すので、それを生かしていく取り組みも必要です。

あなたは、近所の援護が必要な人に対する支援をどう考えますか。

■アンケート結果

「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が38.0%で最も高く、次いで
「支援をしたいが、自分のことで精一杯なので余裕がない」(31.5%)、「支援をした
いが、何をすればいいのかわからない」(14.9%)の順となっています。

性別では、男性で「できる範囲で支援したい」が、女性では「余裕がない」が各々最
も高い割合となっています。

■課題

「できる範囲で支援したい」と「支援したいが、何をすればいいのかわからない」の合計が過半数を超えており、多くの人が支援できる状況にあるものと思われます。具体的に、どういう支援をどのように行えばよいか、支援への意欲がある人へ情報提供を行う必要があります。

また、支援の体制づくりが必要と思われます。

あなた自身が日常生活で不自由になった場合、地域で何をしたいですか。

■アンケート結果

「災害時の手助け」（51.3%）が性別、年代別を問わず最も高くなっており、次いで、「雪おろしや玄関前の除雪」（46.1%）、「安否確認の声かけ」（33.6%）、「通院などの外出の手伝い」（29.9%）、「悩み事の相談相手」（25.3%）の順となっています。

性別では、女性で「安否確認の声かけ」や「雪おろしや玄関前の除雪」の割合が高くなっています。

■課題

「安否確認の声かけ」「雪おろしや玄関前の除雪」が高いことから、一人暮らしや老人世帯が増えていることが考えられます。

世帯の状況を変えることは、すぐにはできませんので、今の状況を少しでも良好にするために、地域が動くことが重要となります。

あなたの近所に援護が必要な人がいた場合、どんな支援ができますか。

■アンケート結果

「安否確認の声かけ」（57.8%）が最も高く、「災害時の手助け」（47.9%）、「ちょっとした買い物やゴミ出し」（32.6%）、「雪おろしや玄関前の除雪」（27.9%）、「悩み事の相談相手」（23.9%）の順となっています。

性別では、男性で「災害時の手助け」、「安否確認の声かけ」の割合が高く、女性では「安否確認の声かけ」、「ちょっとした買い物やゴミ出し」の割合が高くなっています。

■課題

「雪おろしや玄関前の除雪」は、支援して欲しいことの中で、全世代にわたり高い割合となっていますが、支援できることの中では20～40歳代の若い世代で高い割合を示しているため、若者の地域活動への参加が期待されるところです。

また、支援できることで「手伝わない」と答えた人は、わずか3.8%と少なく、地域福祉活動を担う人的資源は豊富にあることがうかがえることから、それらがうまく機能できる仕組みが必要であると思われます。

あなたは、ボランティア活動に参加していますか。

■アンケート結果

「機会があれば参加したい」（48.9%）と「現在参加しており、今後も続けたい」（8.0%）、「現在は参加していないが、是非参加したい」（4.7%）を合わせると

61. 6%となり、多くの人がボランティア活動参加に積極的であると言えます。

年代が高くなるにしたがい、「現在参加しており、今後も続けたい」の割合が高くなっていますが、30・40歳代で「あまり参加したくない」の割合が高くなっています。

■課題

60%以上の人がボランティア活動に参加してもよいという結果にもかかわらず、ボランティアセンターでの登録者数は多いとは言えない状況であるため、登録を促進する方策や情報提供が必要ですし、参加しやすい形態にしていくことも必要です。

今後、参加したいと思うボランティア活動などがありますか。

■アンケート結果

「特になし」（30.6%）が最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者等に対する支援」（22.6%）、「自然や環境保全に関する活動」（17.9%）、「防犯・防災などの地域の安全を守る活動」（16.4%）、「障がいのある人に対する支援」（13.5%）の順になっています。

性別では、男性で「防犯・防災」、「自然や環境保全」の割合が、女性で「ひとり暮らし高齢者」、「食・健康づくり」の割合が高くなっています。

年代別では、60・70歳代で「ひとり暮らし高齢者」の割合が高くなっています。

■課題

多様なボランティア活動への参加意欲が伺えるため、それをどのように実際のボランティア活動に結びつけていくかが重要な課題となります。

社会福祉協議会の活動について知っていますか。

■アンケート結果

「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」（62.3%）、「名前も活動内容もよく知っている」（20.4%）、「名前も活動内容も知らない」（14.1%）の順となっています。

年代が若くなるほど「名前も活動内容も知らない」の割合が高くなっています。

■課題

活動内容をよく知らない人は全体で76.4%にのぼり、まだまだ市民に認知されていない状況と言えます。

地域福祉の重要な担い手であるため、今後、市民へ活動内容をアピールするだけでなく、積極的に活動の幅を広げていく必要があると思われます。

身近な地域で住民が助け合い支え合うために、どのようなことが大切だと思いますか。

■アンケート結果

「どんな問題でも相談できる場所があること」が56.3%と最も高く、次いで「隣近所の交流と助け合いが活発であること」（37.2%）、「サービス等の情報提供が充実していること」と「福祉活動の相談専門職員が充実していること」（28.5%）の順と

なっています。

年代が上がるほど「相談できるところ」の割合が強くなる傾向が見られます。

■課題

アンケート結果から、相談できる人・場所が高い割合で求められていることがわかります。市民の誰もが地域で気軽に相談できるように、地域に密着した相談体制を拡充する必要がありますし、ワンストップで相談できるということが重要だと考えられます。

また、ボランティア活動に関する2項目の割合がともに低い結果となっており、地域でボランティアが根付いていず、ボランティアに依存する発想が低いのではないかと考えられます。

第3章 計画の目指す方向性

1 基本理念と基本目標

福祉、健康づくりは、特定の人のためのものではなく、だれもがかかわりを持つものとして、自助（本人や家族など）・共助（地域住民やボランティアなど）・公助（行政サービス）のそれぞれが機能することにより、地域全体で取り組んでいく必要があります。

【基本理念】

笑顔のあふれるまち阿賀野、福祉でまちづくり

【基本目標 1】

みんなで助け合い、支え合う地域づくり

子どもから高齢者、障がい児者等地域のすべての住民がお互いに助け合い、支え合える地域づくりを目指します。

そのため、将来にわたり持続できる地域コミュニティを目指すために、自治会活動をはじめとした地域活動の活性化や交流の場づくり等の支援に努めます。

また、伝統行事や地域の活動から、世代間の交流を促進し、地域ぐるみによる福祉の向上を図ります。

【基本目標 2】

地域福祉活動を支える担い手づくり

地域福祉活動を担う人材が活躍できる地域づくりを目指します。

そのため、福祉・教育・まちづくり等の関係者が連携して、市民への福祉教育の充実や地域福祉の重要性の普及・啓発に努め、地域住民の福祉に対する多様なニーズに対応できる地域福祉の担い手づくりを目指します。

また、その担い手の中から、特に中心的な役割を担うリーダーの育成・支援を行うことにより、住民の活動が主体的に行われるよう活動の活性化を促進します。

【基本目標 3】

暮らしを支える基礎づくり

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせる環境づくりを目指します。

そのため、自主防災組織や防犯組織など地域ぐるみの防災・防犯体制づくりを進めます。

また、身近な相談窓口の充実や生活に必要な情報の充実を図るとともに、適切な福祉サービスの利用促進に努めます。

分野別に整備されている行政による各種福祉サービスは、ケースにより保健・医療・福祉が一体となり、協働してサービスを提供できる仕組みづくりを目指します。

自治会による主体的な取り組み例として、次の活動を紹介します。
このような活動を継続していることは素晴らしいことで、行政との協働のパートナーとして期待されます。

《活動事例紹介・・・若葉町自治会福祉健康部》

若葉町は、住民の一人ひとりが自分らしく生き生きと暮らせるまちづくりを考えて、地域コミュニティとして活動しています。

この、若葉町自治会福祉健康部の活動は平成22年から継続して行われています。

毎月2回のふれあい会をはじめとし、以下のような行事を計画し、毎年運営しています。

運営しているのは、若葉町自治会福祉健康部の方々に教室等の講師はすべてボランティアの人達です。

- ・ 囲碁の会 (週1回)
- ・ ふれあい会 (月2回)
- ・ 健康づくり教室 (随時)
- ・ 笹だんご作り (年1回)
- ・ 写真教室 (文化展出品に合わせて開催)
- ・ 歌う会 (ピアノ演奏とともに歌う会 年2回)
(ハーモニカ演奏とともに歌う会 年2回)
(ギター演奏とともに歌う会 年2回)
- ・ ちぎりえ教室 (年1回)

囲碁の会は、男性の方々の集う場に、ふれあい会は地域の人々のふれあいの場として、またご近所のつながりの場として開催しています。

特に健康教室については、高齢者が寝たきりにならないための予防や、いつまでも健康でいることができるよう、保健師のアドバイスを受けたり、軽い体操で体を動かしたり、熱中症等の知識を勉強したりと、さまざまな研修活動も行っています。

その他にも、体育部、子ども会等の活動もあります。

すべての活動は紹介できませんが、自治会長をはじめ、各部の部長は、自主的に工夫をこらしそれぞれの活動をしています。

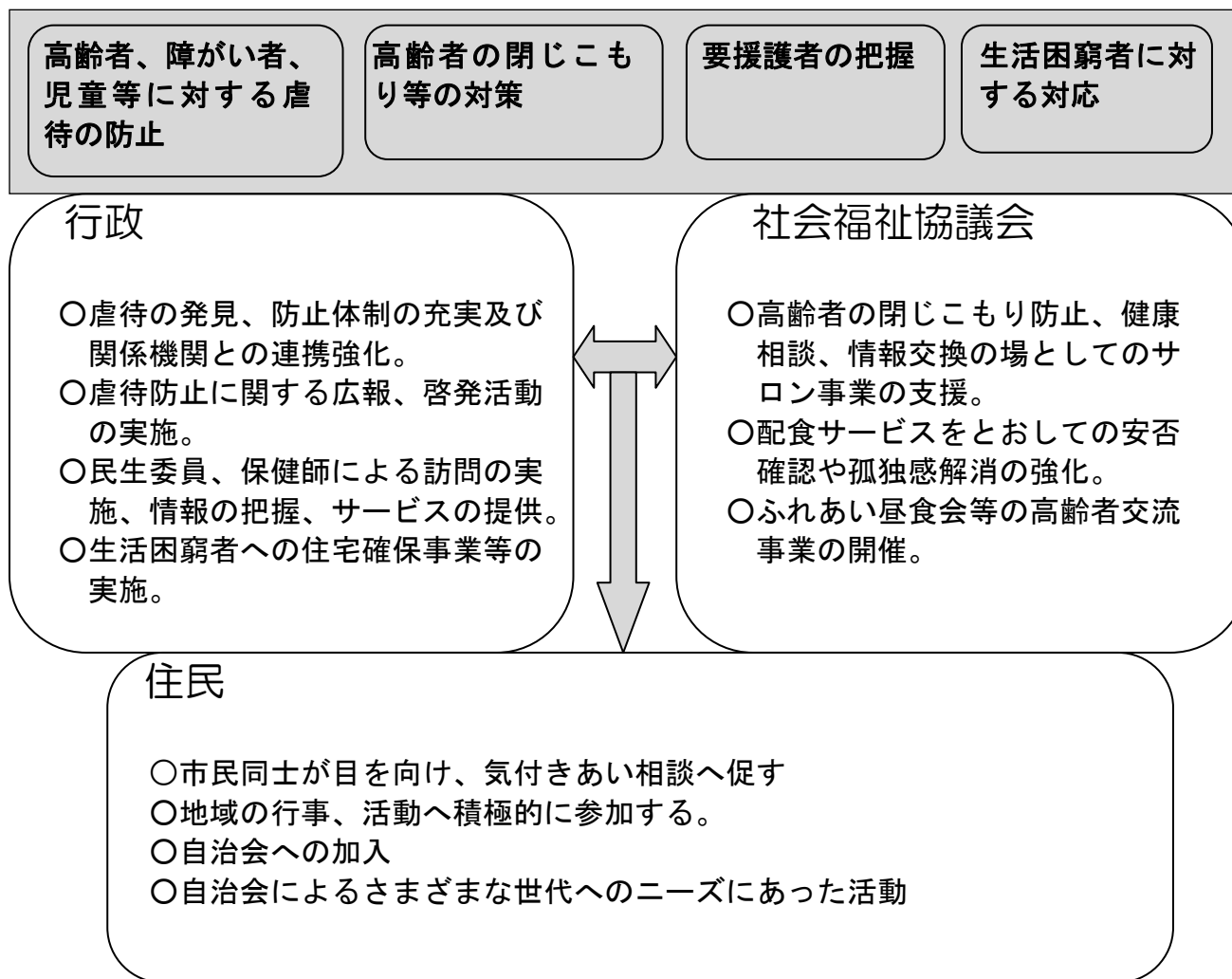
2 施策の体系

理念	基本目標	基本方針
笑顔のあふれるまち阿賀野、福祉でまちづくり	1 みんなで助け合い、支え合う地域づくり	(1) 要援護者への対応の推進
		(2) 世代間交流の推進
		(3) 地区・団体活動の推進
	2 地域福祉活動を支える担い手づくり	(1) 地域福祉を担う人材等の育成
		(2) ボランティア活動・NPO 活動の促進
		(3) 地域のネットワークづくり
	3 暮らしを支える基礎づくり	(1) 権利擁護の推進
		(2) 各種情報提供の充実
		(3) 相談対応の充実
		(4) 保健・医療・福祉の連携調整
		(5) 地域の災害・防犯体制の充実

第4章 施策の展開

基本目標 1 みんなで助け合い、支え合う地域づくり

(1) 要援護者への対応の促進



(2) 世代間交流の推進

世代間交流の推進	○地域の高齢者等の知恵や体験、伝統・文化を、若い世代に伝える世代間交流が促進できるよう支援します。
社会福祉協議会の活動	○障がいのある人たちと多くの人と交流を深める機会づくりと障がい児・者の社会参加のきっかけづくりを行います。

(3) 地区・団体活動の促進

教育・文化・学術団体等の事業の推進	○地域の教育・文化・学術団体等が中心となり、地域のネットワークづくりを進めます。
各種団体の活動支援	○老人クラブ、障がい者団体、母子団体等の各種団体の自主的な活動が継続できるよう支援します。
社会福祉協議会の取組み	○外郭団体の事務事業運営に対し、支援を行います。自主運営ができるよう、指導・相談等の対応を行います。

基本目標 2 地域福祉活動を支える担い手づくり

(1) 地域福祉を担う人材等の育成

社会福祉協議会が行う福祉教育の支援	○住民を対象にした子育てボランティアやボランティア養成講座を支援します。
	○ボランティアサポーターの活動を支援します。 ○福祉体験教室への職員の派遣や機材の貸し出しの他様々な研修プログラムを提案しています。
小・中学校等が行う福祉教育の支援	○各種施設の交流等を通して、高齢者や障がい者の理解の促進が図られるようを支援します。
	○福祉体験教室の開催を支援します。
教育・スポーツ・文化等の事業による福祉教育の支援	○世代間交流の学習を通して、地域の伝統や伝承の場づくりを支援します。
	○軽スポーツ大会等の開催により健康増進の普及を支援します。
自治会、地域団体等が行う福祉教育の支援	○自治会等が、福祉活動・教育活動を推進できるよう支援します。
	○地域での介護予防を支援します。

(2) ボランティア活動やNPO 活動の促進

ボランティア活動への参加の促進	○現在のボランティア登録者は少ないものの、潜在的にはボランティア活動希望者は少なくないため、積極的に情報を提供し、登録・参加の機会を提供します。
一般企業等のボランティア活動の促進	○一般企業で取り組みができるよう啓発を促進します。
ボランティア団体の連携	○社会福祉協議会のボランティアセンターで、ボランティアに関する相談・情報提供をしながら、ボランティア活動の推進を図ります。
NPO 法人の育成支援	○育成セミナー等の開催により、NPO 法人の設立を支援します。
社会福祉協議会の取り組み	○ボランティア団体の交流の機会を設け、連携を強化していくとともに、ボランティア人口の増加、能力向上を目指す場を提供していきます。

(3) 地域のネットワークづくり

地域リーダーの育成の推進	○社会福祉協議会等が中心となり、各団体・自治会等と協力し、地域福祉活動を推進するリーダーの育成が図られるよう努めます。
社会福祉協議会の取り組み	○地域住民、ボランティア、NPO 法人、福祉サービス事業者によるワーキング部会を主宰し、地域リーダーの育成を行います。そこでニーズの掘り起こし等を行いながら連携を図ります。

基本目標3 暮らしを支える基礎づくり

(1) 権利擁護の推進

日常生活自立支援事業の普及・推進	○認知症高齢者、知的・精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会の生活支援員が、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行うとともに情報提供に努め利用の促進を図ります。
成年後見制度の普及・推進	○判断能力が不十分な人の財産管理等について、成年後見人等が支援します。
	○成年後見制度の普及、利用の促進を図ります。
民生委員・児童委員による相談支援	○民生委員・児童委員が、地域住民の生活実態を把握し、要援護者の相談役として各種情報の提供や支援に努めます。
社会福祉協議会の取り組み	○認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が十分でない方のため、日常生活支援事業を行い支援します。

(2) 各種情報提供の充実

民生委員・児童委員による情報提供	○民生委員・児童委員は、地域の実情を把握し、相談を受ける際、必要なサービスに関する情報提供や関係機関の紹介をします。
子育て等に関する情報提供	○児童に関する情報提供は、社会福祉課、健康推進課、教育委員会及び学校・幼稚園・保育所で行います。
	○育児に関する相談は、市の保健師や各子育て支援センターで行い情報提供します。
ボランティアに関する情報提供	○社会福祉協議会のボランティアセンターが、各種ボランティア団体等の情報を提供し、活動の紹介と住民参加が促進できるよう支援します。

(3) 相談対応の充実

総合的な相談体制	○民生委員・児童委員が地域での相談に対応します。 ○市民相談については、法律相談は弁護士が、消費者トラブルに関する相談は担当者が対応しています。
高齢者に関する相談対応	○高齢者に関する相談には、相談内容によって素早く対応ができるよう、地域包括支援センター等により各種専門機関のネットワークの活用に努めます。
障がい者に関する相談対応	○障がい者の地域生活支援のため、阿賀野市障がい者総合相談支援センターが相談、関係機関との連絡調整等に応じます。
児童等に関する相談対応	○児童等に関する相談には、主任児童委員が対応します。 ○学校においては、スクールカウンセラーが相談に対応していますが、関係機関との連携が図られるよう支援します。
虐待に関する相談対応	○虐待に関する相談で、高齢者等については保健師が、児童については保健師、児童家庭相談員が対応し、状況に応じて関係機関へつなげます。
生活困窮者自立支援制度などへの対応	○平成27年度から施行される生活困窮者自立支援制度では、経済的な課題のみでなく複合的な課題について住民の相談対応が求められるため、いろいろな分野で総合的に支援します。
社会福祉協議会の取り組み	○生活福祉資金貸付事業をはじめ、日常生活全般に困難を抱えている方の生活の立て直しのため、継続的な相談支援を行います。

(4) 保健・医療・福祉の連携調整

保健・医療・福祉の情報の共有	○保健・医療・福祉の密接な関係を形成するため、行政と関係機関との連携を図ります。
適切なサービス量と質の確保	○高齢者や障がい者が地域で自立した生活を続けられるよう必要なサービスが確保できる体制づくりに努めます。 ○病児保育、子育て支援等の充実に努めます。
社会福祉協議会の取り組み	○介護保険サービスの提供、災害救援活動への支援はもとより、災害ボランティアセンター設置訓練等で、災害時のボランティアの役割について、学習する機会の更なる充実に努めます。

(5) 地域の災害・防犯体制の充実

自治会等での災害・防犯対策の推進	○自主防災組織を強化し、行政と地域の連携を図りながら、要援護者を災害から守るための対応や子ども、高齢者を犯罪から守るための対応を推進していきます。
	○救急救命講習会、防火訓練等の開催を推進します。
市地域防災計画に基づいた福祉関係機関との連携・対応	○阿賀野市地域防災計画に基づき、迅速に対応できるよう、各機関との連携を強化します。
社会福祉協議会の取り組み	○災害に対して救援活動が実施できるよう、災害ボランティアの養成を進めていきます。

第5章 計画を推進するために

1 住民、関係団体、事業者、行政等の協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は、地域で生活する住民一人ひとりです。助け合い、支え合える地域をつくっていくためには、行政の取り組みだけでは限界があるため、地域住民との協働が不可欠となります。

また、地域にはそれぞれ多種多様な生活課題や福祉に対するニーズがあることから、それらに対応していくためには、その地域で活動する自治会やボランティア団体、事業者なども地域福祉の重要な担い手となります。

地域福祉計画を推進していくためには、すべての地域福祉の担い手が相互に連携し、各々の役割を図りながら協働していくことが重要です。

地域の絆づくりを行い、社会的に孤立する人がなくなるよう取り組んでいきます。

(1) 住民、地域活動団体に期待される役割

地域福祉活動を推進していくためには、住民一人ひとりが自らの地域を知り、地域の中にある生活課題を見出し、地域の中で連携しながら解決していく行動が求められます。

そのためには日頃から声かけやあいさつにより近隣同士の交流を深め、顔見知りの関係を築いていくとともに、地域の行事やボランティア活動などに積極的に参加していくことが望まれます。

また、地域活動団体には、それぞれが連携しながら活動内容の充実とサービスの多様化を図り、生活課題や福祉に対するニーズに対応していくことが求められています。

(2) 民生委員・児童委員に期待される役割

民生委員・児童委員は、地域において、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、要保護世帯などの相談業務や自立への援助活動など地域に根ざした福祉活動が無償で行っており、地域と関係機関をつなぐパイプ役としてますます重要性が高まっています。

近年では、少子化の進行や子どもの虐待の増加など、子どもたちを取り巻く社会環境の変化から、児童委員としての役割もさらに重要となっています。

民生委員・児童委員の職務内容は、民生委員法、児童福祉法で明確にされています。その活動は年々増大し、かつ内容も複雑化・多様化しているため、民生委員・児童委員活動に対する適切な支援を行い、地域福祉の向上を目指します。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、ボランティアセンターなどにおいて地域のボランティア団体等を支援するほか、自らも活動を通し地域福祉を実践していく団体であり、重要な役割を担っています。

テーマ型、地縁組織型など個々に活動しているボランティア相互間のネットワークづくりを推進し、“住民が主体となって参加する地域福祉サービス”のシステムを構築するとともに、地域住民、ボランティア、NPO法人、福祉サービス事業者によるワーキング部会を主宰し、共に地域におけるニーズの掘り起こし等を行いながら連携強化を図ります。

また、生活困窮者自立支援法に基づいた相談支援員とコミュニティーソーシャルワーカーが連携をしながら経済的問題、家庭の問題、健康の問題など複合的な問題に対応し、適切な相談及び支援を行います。

(4) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、提供するサービスの質の確保、実施している事業の情報公開や利用者の生活の質の向上に取り組むことが求められています。

また、今後は今以上に、福祉施設などにおいて、利用者とボランティアなどが交流し合う場や、地域福祉の拠点としての機能を果たすことも求められます。

(5) 市の役割

市は、市民や関係団体などの自主的な活動を促し、地域福祉力の向上を図るとともに、福祉施策の総合的な推進の役割を担っています。

また、福祉教育の充実や地域の伝統の継承にも努め、ボランティアに対しての興味や関心を育てます。

そして、実際の活動に結び付くよう団体間の交流や、参加意向のある市民と団体の調整を図り、そのなかから地域のリーダーが養成されるよう協力していきます。

2 計画の進行

(1) 計画を進行するために

地域福祉は、住み慣れた地域で市民一人ひとりが生き生きと暮らすための取り組みです。簡単にできることではありませんが、まずは市民一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域の一員であるという意識を持つことが重要です。

地域福祉に取り組む団体として重要なのが、社会福祉協議会です。

社会福祉協議会は、地域と行政の橋渡しの役割を担っており、今後もボランティア活動や地域交流などのネットワークづくりを積極的に行っていきます。

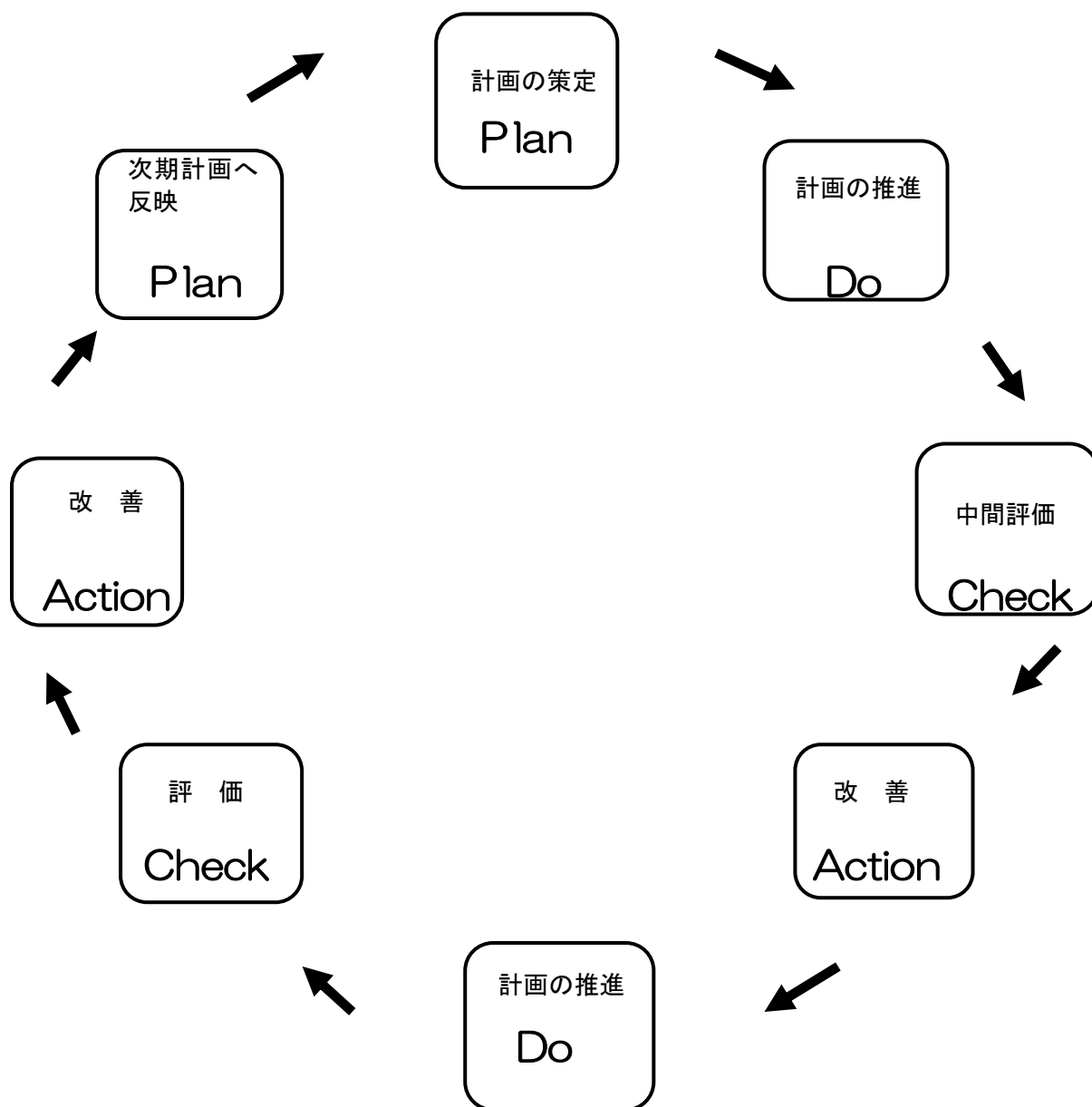
(2) 計画の普及啓発

地域福祉を推進するうえで、計画の目指す地域福祉の方向性や取り組みについて、市民、地域活動団体、ボランティア、NPO法人、福祉サービス事業所、社会福祉協議会、市などの計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、「広報あがの」や市のホームページを利用するほか、社会福祉協議会などの団体を通じて情報を公開し、市民や関係する人達にわかりやすい制度の情報提供や普及啓発を進めます。

（３）計画の進行管理

この計画の進行管理は、PDCAサイクル（計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れ）を活用し、計画内のサービスや取り組みの改善点を明らかにし、今後の施策の充実に生かします。



資 料 編

阿賀野市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における地域福祉の推進に当たり、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、阿賀野市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、市長に提言するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に必要と認められる事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、20名以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体に関係する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定終了までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときには、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成２５年告示第１８０号）

この告示は、平成２５年１０月１０日から施行する。

用語解説

DV (P1)	ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)の略。同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力のこと。
自然動態 (P5)	一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。
自然増加数 (P5)	出生者数と死亡者数の差
社会動態 (P5)	転入と転出の推移
ノーマライゼーション (normalization) (P9)	障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。
合計特殊出生率 (P11)	その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。
ふれあい・いきいきサロン (P15)	地域住民が、自宅近くの集会所等に集まり、ふれあいを通じて生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げ、また、地域の介護予防拠点としても機能する活動。
自主防災組織 (P22)	大災害時に備えて、地域住民が自主的に集まり活動する防災組織のこと。
協働 (P22)	複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。 コラボレーション(collaboration) パートナiership(partnership) とも。

要援護者
(P24)

災害時において、安全な場所に避難する際に支援を要する人のこと。高齢者をはじめ障がい者、乳幼児妊婦などが挙げられる。

成年後見制度
(P28)

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能の不十分な方々を保護し、支援する制度。不動産や預貯金の管理、契約、遺産分割の協議等を支援します。

ボランティアサポーター
(P26)

「ボランティアをしてみたい人」や、「すでにボランティア活動に参加している人」に、自分自身のボランティア体験を生かして、参加のきっかけをつくったり、相談に応じたり、助言したりしてボランティア活動が地域で活発に行われるように活動します。

NPO
(P27)

ノン・プロフィット・オーガニゼーション
(Non Profit Organization) の略。民間非営利組織。営利を目的としない民間の活動組織のこと。

生活困窮者自立支援制度
(P29)

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための必要の措置を講ずる制度。

生活福祉資金貸付事業
(P29)

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、社会福祉協議会が資金の貸付を行う。